

令和元年度

福島町議会
定例会 12月会議

議会提出議案 説明資料

福島町議会

令和元年度福島町議会定例会 1 2 月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件 名	頁
発委 3	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について	1

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について

1 改正の理由について

議会議員の期末手当については、平成28年度より特別職と同じ支給月数に改正しております。

今般、町では令和元年8月の人事院勧告の内容に基づき、一般職の期末・勤勉手当の支給月数を「0.05月」引き上げ、現行の「4.45月」から「4.50月」に改定することとし、特別職の期末手当についても一般職と同じ内容の改正を12月会議に提案していることから、議会議員の期末手当についても、特別職と同様に年間「4.50月」に引き上げる改正を行うものです。

なお、議会議員の歳費については、本条例第2条に定められており、歳費の計算にあつては特別職の月額給与の平均を基に算出していますが、今回は特別職の給与に改正がないため、歳費の改正はありません。

2 改正の内容について

期末手当の支給率の改定内容は、次のとおりです。

(令和2年度)

区 分	6月期	12月期	計
特 別 職	2.250月	2.250月	4.500月
議 員	改定後(A)	2.250月	4.500月
	現 行(B)	2.225月	4.450月
	増減(A-B)	0.025月	0.050月

(令和元年度)

区 分	6月期	12月期	計
特 別 職	2.225月	2.275月	4.500月
議 員	改定後(A)	2.225月	4.500月
	現 行(B)	2.225月	4.450月
	増減(A-B)	0.000月	0.050月

3 施行期日について

公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用します。ただし、令和元年12月の期末手当については、「2.250月」を「2.275月」といたします。

4 改正に伴う影響額について

議員10名の条例改正に伴う影響額は、108,584円となりました。

区 分	改 正 前	改 正 後	増 減 額
期末手当	月額歳費×1.15× <u>4.45ヵ月</u> =9,355,315円	月額歳費×1.15× <u>4.50ヵ月</u> =9,463,899円	108,584円